

日本弁護士連合会  
第64回人権擁護大会シンポジウム 第2分科会

# デジタル社会の光と陰

～便利さに隠された  
プライバシー・民主主義の危機～

基調報告書

2022年9月29日(木)

アートホテル旭川ボールルーム(旭川市)

日本弁護士連合会  
第64回人権擁護大会シンポジウム 第2分科会実行委員会

この個人情報保護委員会の姿勢は、地方公共団体に対する国の関与の基本原則を、「その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性および自立性に配慮しなければならない」と規定した地方自治法245条の3に違反した過度の介入であると言わざるを得ない。

個人情報保護委員会には、地方公共団体に対して個人情報保護法が定める共通ルールを遵守するように指導・助言するのみならず、地方公共団体からの提言・問題提起を真摯に受け止める姿勢が望まれる。

## 第2 個人情報保護委員会の現状と課題

ここでは改正個人情報保護法に基づく条例改正について、地方公共団体に一方的な解釈を強いている個人情報保護委員会の組織の実情と問題点を検討する。

### 1 独立行政委員会の重要性

(1) 個人情報保護委員会は、内閣府設置法49条3項の規定に基づいて設置されたものであり（法127条1項）、独立行政委員会<sup>22</sup>と位置付けられる独立性の高い組織である。

また、「委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行う。」（法130条）と規定されており、委員長及び委員が内部についても職務権限の独立性が保障されている。

2022年3月30日に個人情報保護委員会が公表した「個人情報保護委員会の組織理念」においても、「その使命は、独立した専門的見地から、同法の目的規定にあるとおり、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保を図ることです。」と記載されている。

(2) 個人情報保護委員会の独立行政委員会としての重要性は、国際水準からの当然の要請であると言える。

GDPR51条1項（個人情報保護委員会仮日本語訳より引用、以下も同様。）は、「1. 各加盟国は、取扱いと関連する自然人の基本的な権利及び自由を保護し、かつ、EU域内における個人データの自由な流れを促進するため、本規則の適用を監視する職責を負う1若しくは複数の独立の公的機関を定めなければならない（「監督機関」）。」と規定し、GDPR52条1項は、「各監督機関は、本規則に従ってその職務を遂行し、かつ、その権限を行使する際、完全に独立して行動しなければならない。」、同2項は、「各監督機関のメンバー又はメンバーたちは、本規則に従ってその職務を遂行及び権限の行使において、直接又は間接を問わず、外部からの影響を受けることなく、かつ、誰に対しても指示を求めず、また、誰からの指示も受けない。」と規定するなど、個人

22 独立行政委員会の例としては、公正取引委員会や国家公安委員会が代表的なものであるが、独立行政委員会には、国家行政組織法第3条に基づく委員会（いわゆる3条委員会）と同様の権限を持つ内閣府設置法第64条に基づき設置された委員会がある。国家行政組織法3条に基づく委員会は、国家行政組織法別表第1に列挙されており、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、原子力規制委員会が該当する。内閣府設置法第64条で定める委員会は、同条で公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会が列挙されている。

情報保護の監督機関の独立性、第三者機関性は、その本質的要素とされている。

- (3) 個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会を経て、2016年1月に設置されているが、従前より、日本国内においても、専門性の高い第三者機関によって個人情報の取扱いを指揮・監督する必要性が叫ばれていた。日弁連においても、古くは2000年7月13日の「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）に対する意見書」において、「個人情報保護のための要となるべき独立の行政委員会を設置し、その独立した第三者機関としての行政委員会には、地方に地方事務所を置き、統一的に権限を行使すべきである。」「独立行政機関としての個人情報保護委員会を設置し、独立した調査や勧告の権限を持ちつつ、苦情処理、相談機関として活動させるべきである。」との意見を述べており、その後も、2014年2月21日の「日本版プライバシー・コミッショナーの早期創設を求める意見書」において、「官民で管理する個人情報全般の取扱いを監視・監督する独立した第三者機関（日本版プライバシー・コミッショナー）が速やかに創設されるべきである。」との意見を述べるなど、官民で管理する個人情報を第三者機関において監視・監督する必要性を繰り返し表明してきた。

## 2. 個人情報保護委員会の権限の拡大

### (1) 2014年設置当初について

個人情報保護委員会は、もともと行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）により、2014年1月1日に特定個人情報保護委員会として設置された。

そして、特定個人情報保護委員会の設置について、番号法36条においては、「内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会を置く」(1項)、「委員会は、内閣総理大臣の所管に属する」(2項)とされていた。

また、任務については、「委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする」と規定していた。

すなわち、(特定)個人情報保護委員会は、発足当初は、番号法の監督機関にとどまるものであった。

### (2) 2015年改正

しかし、個人情報保護法の2015年改正により、個人情報保護法をも所管する機関として、特定個人情報保護委員会は個人情報保護委員会に改組された。そして、同改正に伴い、番号法「第6章 特定個人情報保護委員会」の規定は、番号法から削除され、2015年改正後の個人情報保護法に移項されることとなった。これにより、個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会として担当していた特定個人情報の適正な取扱いの確保を図る任務に加え、個人情報全般の適正な取扱いに関する独立した監督機関としての業務等を任務とすることになった。これは民間事業者に対する監督であり、従来主務大臣が分野ごとに行っていたものを全て委員会が一元的に行うことになり、個人情報保護委員会のそれまでの存在意義が大きく変容した。しかし、行政機関については、総務大臣が行政機関の長に対して法の施行状況の報告を求め、その概要を毎

年公表するものとされており、委員会に立入検査権などはなく、その監督機能は極めて不十分であった。

また、個人情報保護法は、その目的について「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」(法1条)と規定し、個人情報保護委員会の任務についても、「委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。」(法51条(2020年改正前))と規定している。このように、個人情報保護法の全般についての独立した監督機関として広範な業務を取り扱うようになる一方で、個人情報の利活用への配慮も求められることとなった。

委員会の所管事務は、具体的には、①基本方針の策定及び推進に関すること、②個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること、③認定個人情報保護団体に関すること、④特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること、⑤特定個人情報保護評価に関すること、⑥個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること、⑦事務を行うために必要な調査及び研究に関すること、⑧所掌事務に係る国際協力に関すること、⑨法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務と規定されていた(法61条(2020年改正前))。

### (3) 2020年改正

2020年に個人情報保護法が改正され、更に個人情報保護委員会の業務が増大することになった。

すなわち、①匿名加工情報に関する事業者への監督、②個人関連情報の第三者提供規制に関する監督、③不適正利用の禁止に関する監督、④海外にある第三者への提供の制限に関する確認、監督、④漏えい等の報告等に関する監督が追加された。

### (4) 2021年改正(2022年4月1日施行分)

2021年改正(2022年4月1日施行分)によって、個人情報保護委員会はこれまでの業務に加えて、国の行政機関に対する監督等の業務を所管することとされた(デジタル社会形成整備法50条による改正)。国の行政機関の定義としては、個人情報保護法2条8項で、法律で内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関などと規定されている。

改正に伴い、総務省所管だった国の行政機関、独立行政法人等(法2条9項。国立大学法人、国立病院機構、国立研究機関も含む。)における個人情報等についても新たに監督の対象となった。学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務は適用除外とされていたが、例外はあるものの安全管理措置等の規制は適用され、監督の対象になった。

### (5) 2021年改正(2023年4月1日施行分)

デジタル社会形成整備法51条に基づく、個人情報保護法の2021年改正により、これまで各地方公共団体の条例で規律されていた事項についても、原則として国の行政機関に関する条文がそのまま適用されることとなった。

これに伴い、地方公共団体も個人情報保護委員会の監視対象となる。

改正法では、個人情報保護委員会が、地方公共団体の機関に対して、資料の提出要求や指導及び助言、勧告等の権限を行使することができるものと規定された<sup>23</sup>。

(6) 個人情報保護委員会の任務の拡大とその問題点

以上述べてきたとおり、個人情報保護委員会は、その監督・監視対象が、民間、国の行政機関、地方公共団体と大きく拡大してきており、その内容も極めて高度で専門的なものになり、個人情報保護委員会の責任範囲は格段に拡大し、監督すべき業務量は想像を絶するほど増大することになった。一方、個人情報保護委員会の任務は、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。」（個人情報保護法131条）と規定されており、本来的任務である「個人情報の保護」以外に、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」することが強調され、まるでこれまでもが任務に含まれているかのように見える。また、所掌事務として「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。」（同法132条6号）が規定されている。これでは、個人情報保護委員会が本来果たすべき個人情報の保護についての取組が、弱体化することを懸念せざるを得ない。

しかも、番号法19条17号により、個人情報保護委員会は、規則を制定して特定個人情報の提供先を拡大する権限さえ付与されていることから明らかなように、個人情報の保護だけでなく、個人情報の利活用を図ることさえその権限とされている。この点は、「取扱いと関連する自然人の基本的な権利及び自由を保障し」（GDPR51条）と規定し、明確にプライバシー保護のための第三者機関として機能が純化され、基本権（人権）の保護を監督機関の目的としているGDPRと異なる。

平井卓也デジタル担当大臣（当時）は、デジタル改革関連6法案の審議における国会答弁で、「（個人情報保護法）第1条は、『個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。』と規定しています。この目的規定は、個人情報を保護することを当然の前提とした上で、個人情報の保護の実現の方法やそれを通じて保護する利益を明らかにしたものであって、このように、個人情報の保護は目的規定においては前提であり、個人情報の保護が適切に行われるように取り組んでい

23 これらの権限は、地方自治法で定める、国による自治体への関与の一般的な権限と同等の内容にすぎない。

きたいと考えています。」<sup>24</sup>と答弁するとともに、「個人情報保護法制は個人の権利利益の保護を最終的な目的として個人情報の保護を行うものである」と答弁している<sup>25</sup>。しかし、後述するように、個人情報保護委員会の常勤委員には、個人情報保護に専門的知見を有する者は1人もいない一方で、委員及び専門委員に「民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者」が多数選任されている。これは、「個人情報の保護」を前提とした上で「個人情報の利活用」を行うという姿勢に欠けていることの証左であり、平井大臣の発言は、実質を伴わないものと言える。

早急に、個人情報保護委員会はプライバシー保護に専念する機関として、その存在目的を設定し直し、任務及び所掌事務は「個人情報の保護」に限定するとともに、調査権限等を充実させて、プライバシー保護機能を強化するべきである。

### 3 独立行政委員会として備えるべき機能について

独立行政委員会として欠かせない要件として、独立性（及び公正性）と専門性が必要であることに異論はないが、それに加えて、独立行政委員会としての役割を果たすための必要な権限が与えられていることが欠かせない<sup>26</sup>。これらの三つの要素について、制度面及び運用面の両面から見ていく。

#### (1) 独立性について

制度面から「独立性」の要となるのが、合議制構成員の地位である。個人情報保護委員会の委員の任期は5年（132条）とされ、身分保障もされている（133条）ので、他の独立行政委員会の委員と比べても遜色はない。しかし、個人情報保護委員会は、政令で定める一定の事情がある場合、個人情報保護法143条1項の規定による権限（報告徴収及び立入検査の権限）を事業所管大臣に委任することができる（同法147条1項）。2022年4月現在の個人情報保護委員会の資料<sup>27</sup>によれば、内閣総理大臣（内閣府本府）以下各大臣に対して多くの権限委任がされている。2021年改正（2022年4月1日施行分）によって、個人情報保護委員会はこれまでの業務に加えて、国の行政機関に対する監督等の業務を所管することとされたところである。現在、監督対象となった各省庁に対して権限委任を行うことは、後述する権限行使の在り方の問題としても捉えることができるが、制度面での独立性の観点からも、「利益相反」や適切な監督権の行使に支障を生じることとなり得るところであるから、見直しが必要である。

次に、運用面からは、職務遂行上の「独立性」を確保する上で重要と考えられるの

24 第204回国会 衆議院内閣委員会会議録第8号（2021年3月12日）20-21頁

25 第204回国会 参議院内閣委員会議事録第13号（2021年4月20日）17頁

26 フランスにおける独立行政機関委員会（les autorités administratives indépendantes）（略称はAAI）について、2001年コンセイユ・デタ報告書では、AAIは、「権限（autorité）」、「独立性（independance）」及び「行政的性格（nature administrative）」の三つの側面から成るとされる。

27 「権限の委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲、委任の期間及び報告の期間」個人情報保護委員会（[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kengeninin\\_R4.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kengeninin_R4.pdf)）

が、事務局の体制、人的スタッフの問題<sup>28</sup>である。累次の法改正にもかかわらず、個人情報保護委員会の行政機関職員定員令上の職員定員は195人のままである<sup>29</sup>。監督権限を適切に行行使するためには、個人情報保護委員会の組織を、少なくとも公正取引委員会<sup>30</sup>並みに、常時800名程度の職員と各地方事務所を有する組織に拡大強化することが必要である。公正取引委員会は、2018年度から2022年度まで、毎年総合職として新規採用で6人又は7人を常に採用しているが、個人情報保護委員会は、総合職を新規採用では全く採用していない。生え抜き職員の充実に取り組むべきである。また、個人情報保護委員会は、監督対象である民間企業から18名という多くの職員を受け入れている（2022年3月現在）。人事院の資料によれば、受け入れている民間企業は、JR東海、KDDI、NTTドコモ、PwCコンサルティング（2名）、イトーキ東光製作所、サイマル・ビジネスコミュニケーションズ、セブン&アイ・ホールディングス、トラベラー、みずほ銀行、大和証券、日本IBM、日本ユニシス、日立製作所（2名）、富士通、三井住友海上火災、三菱UFJニコスとなっている<sup>31</sup>。一方、公正取引委員会は、市場の取引実態の調査などを行う経済取引局に1名の職員を受け入れているのみであり、審査局や犯則審査部等には一切受け入れていない。公正かつ中立的な監督をすべき個人情報保護委員会が、このように多くの民間企業から職員の受け入れをしていることは、そのこと自体で公正性を疑われる状態になっていると言えるものである。直ちに民間企業からの受入れを中止すべきである。

(2) 専門性について

制度面からは、個人情報保護法131条1項で「委員会は、委員長及び委員8人をもって組織する。」、2項で「委員のうち4人は、非常勤とする。」とするとともに、4項で「委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。」とされており、六つの分野から委員が選ばれることを個人情報保護法は求めている。

しかし、個人情報の保護について専門的見地から取り組む上で、この六つの分野が適切なのか問われるところである。まず、「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者」を一つの分野とするのではなく、「個人情報の保護に関する学識経験のある者」とすべきであり、この分野からは少なくとも複数の者を選任すべきである。また、「民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者」ではなく、少なくとも「民間企業において個人情報の保護の実務に関して十分な知識

28 2001年コンセイユ・データ報告書で、職務遂行上の「独立性」に関して重要視されているのが人的スタッフの問題である。

29 2021年7月1日現在の職員数は134人。

30 2022年4月現在の職員数は854人。

31 内閣官房内閣人事局「民間から国への職員の受け入れ状況」  
([https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/jkj\\_ukeire\\_r040309.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/jkj_ukeire_r040309.pdf))

と経験を有する者」とすべきである。2022年7月現在の個人情報保護委員会の常勤委員（委員長及び委員5人）には、「民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者」が2人いるにもかかわらず、「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者」は1人もいない。個人情報の保護を軽視していることが明らかとなっている。また、8人の委員のうち3人（うち、常勤委員は2人）が「民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者」となっているとともに、専門委員5人のうち4人が「民間企業の実務に精通している者」として選任されており、著しく均衡を失っている。

次に、運用面からは、現実に専門家が任免されているかどうか問われる。専門家でない者を任命する人事は、任命権者や同意権者の意向に沿った職権行使を招くおそれがあり、独立性、中立性にも関わる。専門家でない者の任命は、任命権の濫用であり、個人情報保護法の遂行を弱めるおそれが大である。

個人情報保護法131条3項は、「委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と規定している。同意権を有する衆参両議院は、委員長又は委員の候補者が専門資格を有しているか十分審査すべきであるが、個人情報保護委員会の委員については、従来から、議院運営委員会及び本会議において、実質的な審議もなく内閣総理大臣の提案が承認されている。日本の個人情報保護委員会に相当するイギリスのICO（Information Commissioner's Office（個人情報保護監督機関））や米国のFTC（Federal Trade Commission（連邦取引委員会））の委員は、国会での同意に当たって、候補者からの意見聴取が行われているが、日本では、独立行政委員会のうち、公正取引委員会委員長と原子力規制委員会委員長のみが、各院の議院運営委員会で所信聴取・質疑を行うこととされているだけである<sup>32</sup>。透明性に著しく欠ける手続だと言わざるを得ない。個人情報保護委員会の重要性に鑑み、任命手続の改善が必要である。

個人情報保護委員会のウェブサイトには、委員長及び委員の経歴のみが掲載されているが、これでは、委員としての専門性があるかどうかについて、外部から判断することが困難である。また、専門委員（うち4人が民間企業の関係者）については、経歴も一切掲載されていない。専門家としてふさわしい研究論文の実績や専門的な実務の経験を有することを理解するに足る実績を明確に記載すべきである。

### (3) 権限に関して

制度面からは、個人情報保護委員会が本来の独立行政委員会としての機能を果たせていない原因として、委員会が有する権限が十分ではないのではないかという点が以前から指摘されている。整備法による個人情報保護法の改正によって、個人情報保護委員会が行政機関に対する監督権限を持つことになった点は一步前進である。しかし、個人情報保護委員会の監督権限は、資料の提出及び説明の要求、実地調査、指導及び助言、勧告にとどまるものであって（改正個人情報保護法153条～156条）、行政機関による濫用をチェックするための権限としては実効的とは言えない。民間部門に対し

32 参議院事務局企画調整室編集・発行「立法と調査No.342」（2013年7月）

ては、立入りや帳簿書類その他の物件の検査権限（同法143条）や命令権限（同法145条第2項、第3項）を付与しているのと比較して、監督権限が貧弱である。

衆参両議院の各内閣委員会における附帯決議によれば、行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を個人情報保護委員会が監視することとされている。これらの附帯決議では、個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査をちゅうちょなく行うとともに、必要があれば、勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保することが求められている。しかし、個人情報保護委員会の権限が勧告にとどまるならば、適正な監督は困難である。個人情報保護法の更なる改正により、個人情報保護委員会の行政機関に対する立入調査権や命令権限など<sup>33</sup>が認められるべきである。

また、個人情報保護委員会による指導監督は、今後は、地方公共団体も対象となるため、地方警察をも含む警察情報全般に及ぶことになる。それゆえ、特定有害活動（スパイ行為等）や共謀罪捜査の名の下に行われる個人情報の収集やプロファイリングに対しても、不正を正す徹底した指導監督がなされるべきである。

さらに、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」や「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」の保有については、個人情報保護委員会への事前通知義務の対象外とし（同法74条2項1号、2号）、個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の対象からも外している（同法75条2項1号）。

この点、先進諸国を見るに、ドイツでは連邦及び州のデータ保護監察官（データ保護コミッショナー）が、防衛・外交、犯罪捜査等に係る個人データについても立入検査をして、2年に1回、データベースをチェックし、不正があれば削除を要求するなど強い権限を有している（日弁連第60回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書「情報は誰のもの？～監視社会と情報公開を考える～」399頁以下）。日本においても、個人情報データベースの立入検査などについて、行政機関を対象に加えるべきである。また、公権力により監視対象とされる個人の私的情報を必要最小限度とするとともに、公権力が私的情報を収集、検索、分析、利用するための法的権限と行使方法等を定めた法制度を構築すべきである。

個人情報保護委員会の役割を、個人情報の保護に特化し、個人情報の利活用の業務は法律から削除すべきである。現行法のままでは、流通するデータの多様化・大容量化への対応による便利さを強調する余り、プライバシー・個人情報の保護を後退させることが危惧される。

運用面からは、個人情報保護委員会の国会に対する年次報告も、従来のものでは全

33 個人情報保護委員会の国の行政機関に対する命令権限を付与するとともに、地方自治法における国の地方公共団体への関与のルールを踏まえ、個人情報保護委員会の都道府県及び市町村に対する「是正の要求」の権限を認めるべきである。

く不十分である。同委員会による監督が機能しているか否か、ひいては国民のプライバシーや個人情報保護が守られているかを確認するためには、年次報告による個人情報利活用の透明性の確保が必要である。そこで、少なくとも、全ての行政機関についての厳格適正な調査とその結果の詳細な報告が、国会に対してなされる必要がある。また、その場合、国会の行政監視委員会等がその職責を果たさなければならない。さらに、個人情報保護委員会自体も、ウェブサイト等を活用して、より積極的に活動状況の情報公開を促進すべきである。

#### (4) 明らかになった問題事例

個人情報保護委員会が権限行使をすべきであるにもかかわらず、適切に行きしなつた事例として、個人情報保護委員会のJR東日本への不適切な対応を挙げることができる。2021年7月6日、JR東日本は、公表した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた鉄道セキュリティ向上の取り組みについて」という広報資料において、「新たなセキュリティ対策の取り組み」の一つとして、「不審者・不審物検知機能（うろつきなどの行動解析、顔認証技術）を有した防犯カメラを導入し、不審者などを探索します。」とするとともに、「顔認証技術の導入に当たっては、個人情報保護委員会事務局にも相談の上、法令に則った措置を講じています。」と述べている<sup>34</sup>。その後、同年9月になって、駅での出所者の顔認証は中止となった<sup>35</sup>。個人情報の保護の観点を欠いた不適切な判断を行っていたと言わざるを得ない。

また、国会で、個人情報の提供に関して同意したが、その後に同意を取り消せるかについて質問されたことに対する答弁で、個人情報保護委員会の其田真理事務局長（当時）は、「同意の撤回という規定はない。」とし、同意の撤回（取り消し）を認めるかどうかは法律ではなく、事業者の判断に委ねられていると答弁している<sup>36</sup>。これは、個人情報保護法の解釈として適切ではないと言える<sup>37</sup>。同時に、個人情報保護の意識の低さとともに、事業者への配慮が個人情報保護よりも優先する姿勢がはしなくも露呈したものであると思われる。

#### (5) 小括

以上から、制度面及び運用面から見た場合、個人情報保護委員会には多くの問題があることが明らかである。制度的問題の解決ももちろん重要であるが、運営上の問題が改善されないままに、仮に、委員会の権限が強化された場合、個人情報保護の観点からは、より事態が悪化することも予想される。制度面から改善を図るとともに、運用面の問題点の改善を併せて図っていかなければ、個人情報の保護の実効性を高める

34 JR東日本ウェブページ ([https://www.jreast.co.jp/press/2021/20210706\\_ho02.pdf](https://www.jreast.co.jp/press/2021/20210706_ho02.pdf))

35 2021年9月21日付け毎日新聞 (<https://mainichi.jp/articles/20210921/k00/00m/040/254000c>), 同日付け産経新聞 (<https://www.sankei.com/article/20210921-Y7S5GNRWORJWBKRIZL5TKZD27E/>) ほか

36 第201回国会参議院内閣委員会会議録第13号27-28頁（2020年6月4日）

37 宇賀克也氏は、個人情報保護法第16条（目的外利用の同意）の個所の解説で、「本人から利用目的の一部について同意を取り消す旨の意思表示があった場合には、その後の個人情報の取扱いは、同意が存続している範囲でのみ可能となるのは当然である」（『個人情報保護法の逐条解説（第6版）』136頁（有斐閣、2018年））としている。前掲「新・個人情報保護法の逐条解説」にも同様の記述がある。

ことは到底できない。

個人情報保護委員会が本来のプライバシー保護機能を発揮できる組織となるよう、政府は、個人情報保護委員会について、独立行政委員会としてのあるべき制度面及び運用面の改善に速やかに取り組むべきである。

### 第3 条例改正への対応

#### 1 地方自治体の取組状況～アンケートの分析から

改正個人情報保護法は、2023年4月1日から全面施行される。各自治体は、上記改正法の施行日前に住民の意見を聴取するなどした上で、条例改正等の対応をする必要がある。

各自治体における対応状況、準備状況等を把握するため、2021年11月から2022年7月にかけて、各地の弁護士会で条例改正に関する地方自治体の取組状況について、アンケート調査を実施した。これまでに集計できた分を紹介する。

なお、神奈川県では、市民団体であるかながわ市民オンブズマンが同様の内容のアンケートを実施しており、全自治体の回答を得て集計しているため、その結果を紹介する。

##### (1) 愛知県弁護士会（2021年11月12日問合せ）

愛知県及び県内の市町村、合計39の自治体に対し、改正法への対応として、個人情報保護条例における独自性を残すか否かについて、方針が決まっているかを質問したところ、35の自治体から回答があった。回答の内訳は、「検討中である」が20、「まだ検討していない」が14、「特別な検討の必要はないと考えている」が1であった。「独自性は残さずに対応することに決めた」、「何らかの方法で独自性を残す方向で対応することに決めた」、「その他」は0であった。

回答の時点では、多くの自治体で、まだ方向性が定まっていなかったものと見受けられる。

##### (2) かながわ市民オンブズマン（2022年3月1日集計）

神奈川県及び県内の市町村、合計34の自治体に対し、①改正法への対応に関する取組状況、②住民の意見を反映させることの予定、③改正法に対応する上での基本的な姿勢を質問し、34の全ての自治体から回答があった。

①については、「内部での検討と併せて審議会に諮問している」が2、「内部で検討を進めている」が20、「今後検討したいと考えている」が12であった。「目下のところ取り組む予定はない」、「その他」は0であった。取組については6割強が検討中であった。

②については、「予定している」が14、「予定していない」が3、「その他」が17であった。「その他」については、未定、検討中等の回答があった。約4割の自治体が住民の意見を反映させることを予定しているとし、「その他」の中でもパブリックコメント実施に言及している自治体が6あり、関心が高いことがうかがわれた。

③については、「これまでの個人情報保護条例による施策を後退させないという観点で取り組む」が11、「国の解釈が示されればそれに従う。その結果、これまでの個人情報保護条例による施策が後退することとなってもやむを得ないと考える」が2、

第64回人権擁護大会シンポジウム  
第2分科会基調報告書

**デジタル社会の光と陰**  
**～便利さに隠されたプライバシー・民主主義の危機～**

2022年9月29日

編 集 日本弁護士連合会  
第64回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3  
TEL 03-3580-9841 (代表)  
FAX 03-3580-9840

印 刷 第一資料印刷株式会社  
TEL 03-3267-8211 (代表)